

愛媛県緊急時モニタリング計画等 改訂概要

愛媛県緊急時モニタリング計画

冷却告示された施設に係る原子力災害対策重点区域を明記

冷却告示された施設*の重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径 5 km の範囲とし、その全てをUPZとして設定する。

※廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設で、伊方発電所 1 号機が該当。

測定分析担当・愛媛県グループの活動拠点に衛生環境研究所を追加

原子力災害における初期モニタリング時に集中する環境試料の放射性物質濃度測定の実験能力の増強や原子力センターが複合災害等により使用不可となった場合の備えのため、高純度Ge半導体検出器を有する衛生環境研究所を第2活動拠点として位置付ける。

測定分析担当の四国電力グループを廃止し、新たにUPZ外グループを設置

伊方地域の緊急時対応の変更に伴いUPZ外のモニタリング体制が明記されたことから、EMCの構成図を変更する。

その他

語句の修正

愛媛県緊急時モニタリング実施要領

【本文】

UPZ外グループ追加に伴う体制図の変更

緊急時モニタリング計画に合わせて、体制図を変更する。

活動拠点追加（衛生環境研究所）に伴う、EMC要員の人数の変更

活動拠点追加に伴い、EMC要員を83名から87名に増員する。また、衛生環境研究所のEMC要員の人数及び業務内容を明記する。

国のEMC運営要領に合わせて連絡系統図の変更

警戒事態の連絡系統図を「愛媛県モニタリング本部設置」と「EMC立上準備」に分けて記載する。また、施設敷地緊急事態の連絡系統図を明確化する。

EMC等の移転

自然災害等によりEMC等の各拠点が使用不能になることに備え、移転先、移転方法等を明記する。

その他

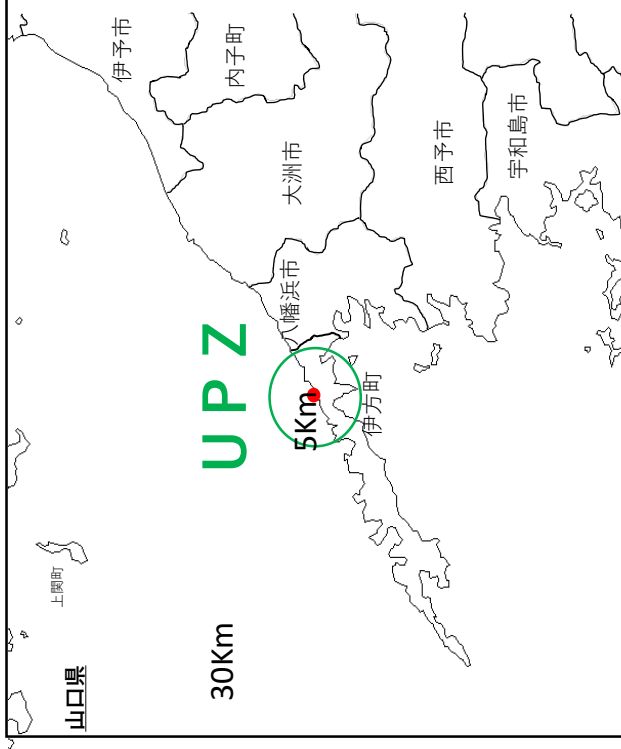
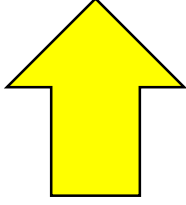
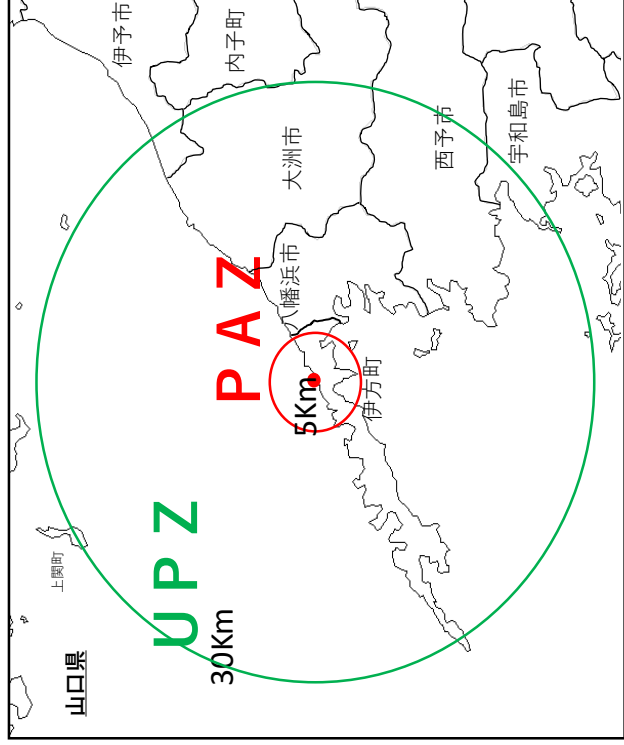
語句の修正

【資料編】

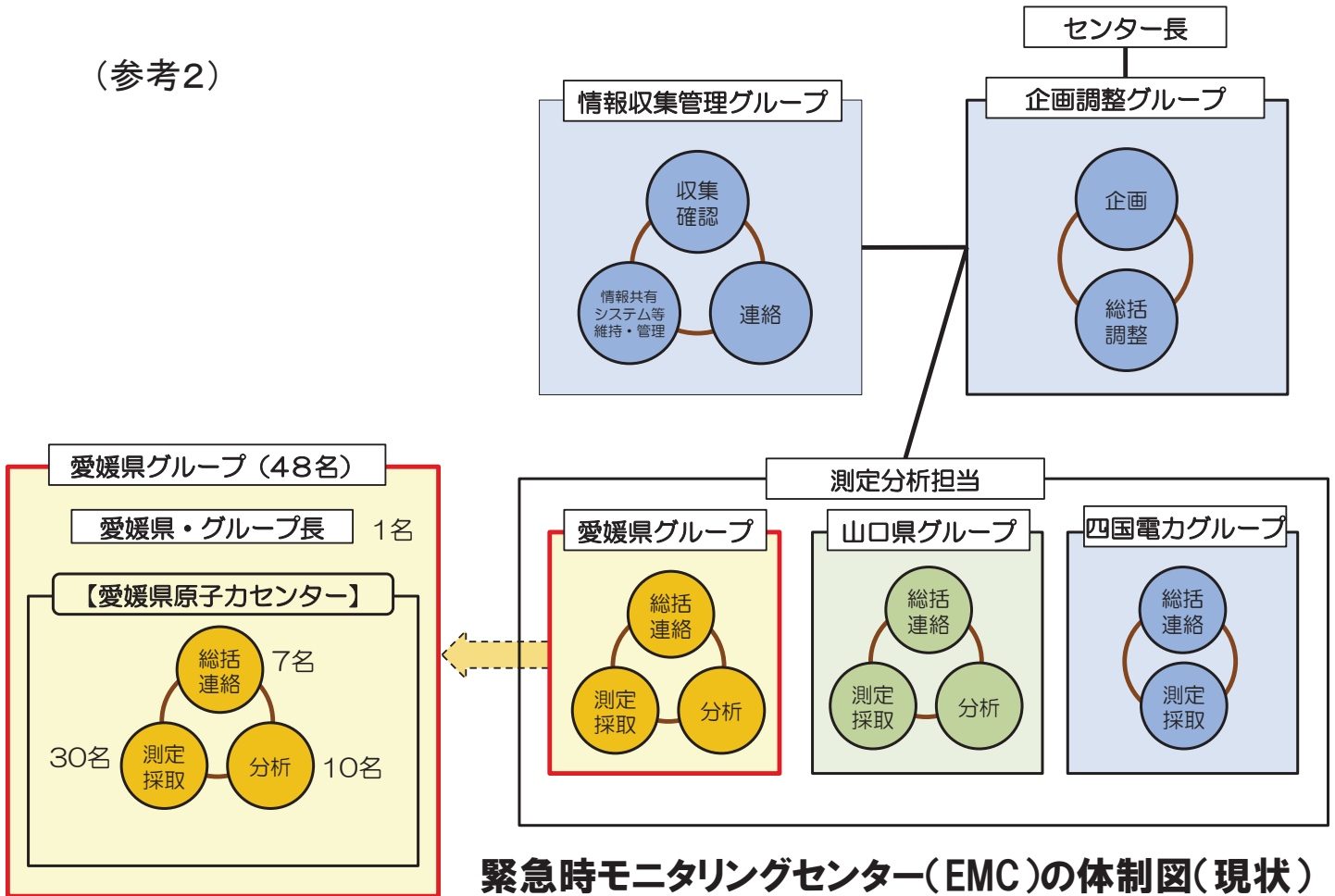
- ・ 冷却告示された原子力施設に係る避難等防護措置を実施する地区リストの追加
- ・ 測定地点、地点名称の変更
- ・ 活動拠点追加に伴うモニタリング資機材の追加
- ・ 伊方発電所 2 号機運転終了に伴う伊方発電所概要の修正
- ・ 報告様式の変更
- ・ そのほか時点修正

(参考1)

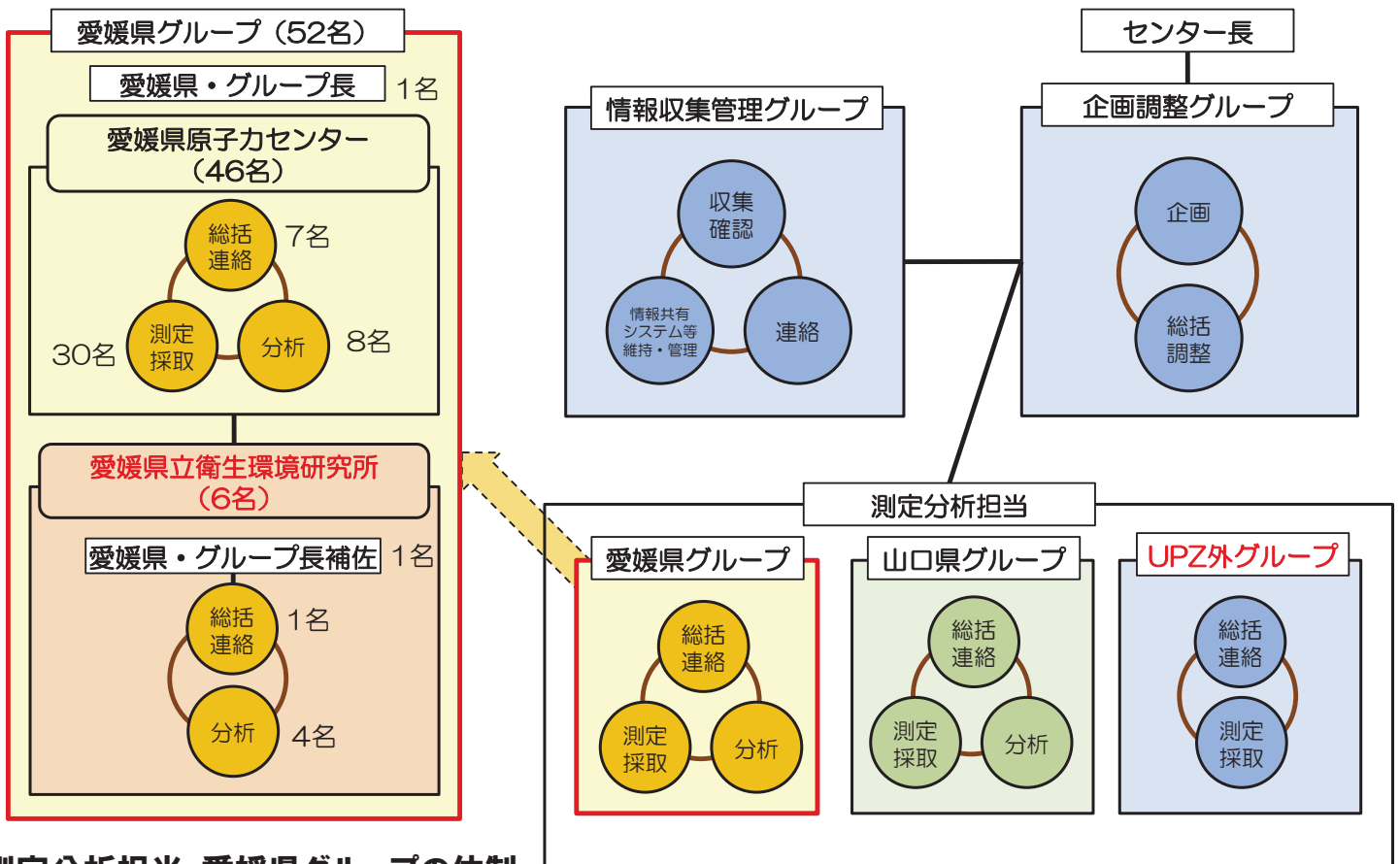
冷却告示された伊方発電所1号機に関する原子力災害対策重点区域の変更



(参考2)



緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制図(現状)



測定分析担当・愛媛県グループの体制

緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制図(変更)